

施設等利用費の請求について



半田市こども未来部保育幼稚園課
【電話】0569-84-0660（直通）

1、施設等利用給付について

令和元年10月から幼児教育・保育無償化の開始に伴い、認可外保育施設、一時保育、病児保育等を利用する3歳～5歳児の子ども、住民税非課税世帯の0歳～2歳児の子どもの利用料が給付月額上限内で無償となります。（※給付月額上限については、P3(4)給付月額上限額をご確認ください。）

認可外保育施設等を利用し、利用料の無償化の手続きを行うためには、お子さんの保育が必要であることの認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。

2、施設等利用給付認定について

（1）施設等利用給付認定の対象者

認定区分	対象となる子ども	給付対象施設
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	認可外保育施設 一時保育 病児保育等 (企業主導型保育施設対象外)
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子どもであり、 <u>住民税非課税世帯等の方</u>	

※住民税非課税世帯等とは、住民税非課税世帯、生活保護世帯になります。

※認可保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

（2）認定を受けるための保育の必要な事由

① 就労	月60時間以上就労することを常態としている場合
② 妊娠・出産（※）	妊娠中であるか出産後間もない場合 (出産予定月を中心に産前2か月、産後2か月の全5か月間)
③保護者の疾病・障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障がいを有している場合
④同居親族の介護・看護	同居親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護、または看護している場合（月60時間以上）
⑤災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
⑥求職活動・起業準備予定	現時点で求職活動・起業準備実績はないが、入園希望月から求職活動・起業準備をはじめる場合（入園月から3ヶ月まで）
⑦育児休業（3歳児以上）	育児・介護休業法に基づく育児休業を取得している場合 ただし、入所希望の児童の保育利用期間中に復職する必要あり
⑧就学（職業訓練校を含む）	教育施設、若しくは職業訓練校等に在学している場合 (月60時間以上)
⑨上記以外	その他上記以外の特別な事情により保育が困難な場合

（３）提出書類

- １、子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ２、保育の必要な事由を証明する書類（両親）

（４）認定期間

提出書類を審査後、およそ２週間程度でご自宅に施設等利用給付認定通知書及び無償化手続きに必要な書類を郵送します。

認定期間については、保育の必要な事由を証明する書類に基づき、認定されます。

例）就労証明書の雇用期間が令和８年１２月３１日までの場合は、それまでの認定期間となります。

２、認定の変更（終了）について

保育の必要な事由等、申請時と状況が変わった際は、保育の必要な事由を証明する書類を保育幼稚園課にご提出ください。確認後、変更後の認定通知書を発行、郵送します。

退職等により保育の必要な事由がなくなった場合は、施設等利用給付認定が取消となり、各施設等の利用料の無償化対象外となります。

３、給付の受け方

（１）必要提出書類

- ①施設等利用費請求書（償還払い用）
- ②特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書

※各利用施設に発行してもらう必要があります。（一時保育利用の場合は、後日、保育幼稚園課から郵送します。）

（２）提出場所

半田市こども未来部保育幼稚園課

（半田市役所２階 ９番窓口）

郵送可・・・４、問い合わせ先の住所まで必要書類を同封して、ご郵送ください。

（３）提出時期

４～６月分： ７月中

７～９月分： １０月中

１０～１２月分： １月中

１～３月分： ４月中

例）令和８年４月～６月利用分：令和８年７月中

（４）給付月額上限額

施設等利用給付第２号認定の場合は、**月額 37,000 円**、３号認定（住民税非課税世帯等）の場合は**月額 42,000 円**です。

※令和８年１０月分からは２号認定：**月額 40,300 円**、３号認定：**月額 45,700 円**

月途中で認定期間が終了する又は開始される場合や、市町村間の転出入の場合、月額上限額は次のとおりとなります。

・月途中で認定期間が終了する場合、又は別の市町村へ転出する場合

$40,300 \text{ 円} (45,700 \text{ 円}) \times \text{認定終了日（転出日）までの日数} \div \text{その月の日数}$

・月途中で認定期間が開始される場合、又は別の市町村から転入した場合

$40,300 \text{ 円} (45,700 \text{ 円}) \times \text{認定開始日（転入後の認定日）からの日数} \div \text{その月の日数}$

※幼稚園の預かり保育をご利用の場合は、上限額が異なります。保育幼稚園課にお問い合わせください。

４、問い合わせ先

〒475－8666 半田市東洋町２丁目１番地

半田市役所２階 こども未来部保育幼稚園課 保育幼稚園担当

 0569－84－0660